

若者だけでなく高齢者も被害に「携帯電話契約詐欺」にご用心

【事例】 SNSで「携帯電話を複数台契約するだけでお金がもらえる」「端末料金や利用料金は支払う必要がなく、端末を渡せばOK」というアルバイトを見つけた。簡単にもうかると思い、指示通り家電量販店を回り、携帯電話を複数台契約。端末を指示された住所へ送った。しばらくして携帯各社から端末代金と回線使用料の高額な請求書が届いた。

【アドバイス】 使うつもりがない携帯電話を複数台契約させられ、それをだまし取られる「携帯電話契約詐欺」です。若者だけでなく高齢者も多数被害に遭っています。だまされるとアルバイト料をもらえないだけでなく、複数の端末料金と利用料金、解約料金を負ってしま

ます。携帯電話を無断で譲渡や転売することは違法です。だまし取られた携帯電話が振り込め詐欺などの犯罪に使われた場合、契約者も犯罪に加担したことになる可能性があります。

●だまされないためのポイント

▷自分が使わない携帯電話は契約しない▷譲渡するときは携帯会社に連絡する

【問】 消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



無断で譲渡や転売は違法

新聞の先付け契約や長期契約は慎重に

【事例】

新聞販売店から「来月から配達を開始する」と手紙が届いた。身に覚えがなく問い合わせたら、5年前に契約した契約書のコピーを渡された。新聞は読まないのに配達しないでほしい。

【アドバイス】

新聞が配達される期間よりずいぶん前に契約することを「先付け契約」といいます。配達が始まるころには「他の新聞を読んでいる、読みたくない」などのトラブルになることも。また購読期間の長い契約も同様です。契約後は勝手にやめることはできず、販売店と解約条件などを話し合っ解決しなければなりません。将来の状況は誰にも予測できないので、先付け契約や長期契約は慎重にしましょう。訪問販売で契約した場合、契約書をもってから8日間はクーリング・オフできます。困っ



たときは、早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】 消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）